

再質問に対する回答(平成25年2月14日公表)

| No | 質問内容 | | | | 回答 | |
|----|----------|----|---------|--------------------------------------|---|--|
| | 書類名 | 頁 | 質問項目 | 内容 | | |
| 1 | 募集要項(案) | 4 | 2-1 (9) | 支払いに関する事項 | 提案時の補助金は45%と想定して提案させてもらって宜しいのでしょうか。 | 補助対象施設建設費の概ね45%で提案してください。 |
| 2 | 募集要項(案) | 8 | 3-3 | 公募参加者の参加要件 | 協力企業はSPCから直接発注を受ける企業ではなく、設計・工事監理・建設・維持管理・運営企業の協力企業と理解して宜しいのでしょうか。質疑回答で「構成企業はSPCに出資する企業です。」とありますが、募集要項にある通り、出資するしないにかかわらず「SPCより直接業務を受託・請負う企業」との理解で宜しいのでしょうか。 | 協力企業はSPCに出資しませんが、SPCから直接業務を請け負います。SPCの構成員は、SPCに出資する企業で、SPCから直接業務を請け負います。(実施方針第2章6(P12)参照)SPCに出資しない企業は、協力企業になります。 |
| 3 | 募集要項(案) | 8 | | 公募参加者が備えるべき参加資格要件(1)公募参加者の参加要件3)及び4) | 前回の質問回答No.30の第3文「参加表明書提出時に協力企業が決まっていな場合は、記載しなくてもよろしいのでしょうか。」についての回答がありませんでしたので、構成企業のみ参加表明を行うとの理解でよろしいのでしょうか。 | ご理解のとおりです。但し、募集要項3-3の要件は満たす必要があります |
| 4 | 募集要項(案) | 12 | | 応募表明及び資格審査(1)提出書類 | 前回の質問回答No.31で「必要です」と回答をいただきましたので、納税証明書・決算書・印鑑証明書を提出との理解でよろしいのでしょうか。また、決算書等の書類は何期分必要でしょうか? | 第1文:ご理解のとおりです。第2文:決算書については、直近3か年の営業年度。納税証明書については、国税に関する未納の税額がないことの証明[「その3の3」(法人税と消費税及び地方消費税)]、又はこれに準ずる書類の提出をお願いします。なお、協力企業については、提出の必要はありません。 |
| 5 | 募集要項(案) | 12 | | 応募表明及び資格審査(3)資格審査 | 前回の質問回答No.32で「能力があるか審査します。」と回答いただきましたので、参加表明時には特別な書類の提出は必要ないという理解でよろしいのでしょうか。 | 維持管理・運営企業については、参加表明時には特別な書類の提出は必要ありません。 |
| 6 | 要求水準書(案) | 8 | 第4-5 | 事業に関する条件 | 質問回答の中で、敷金は町の収入となっておりますが、本来、敷金は入居者からの預り金という定義であり、退去時の現状復旧に充当すると理解しても宜しいのでしょうか。 | ご理解のとおりです。よって、前回の質問回答のNo. 48の回答第2文中「敷金」は、削除します。 |
| 7 | 要求水準書(案) | 15 | 第6-2 | 開発許可申請業務 | 開発許可等は不要という回答ですが、水路申請等の打合せは提案書提出前に各課との打合せは可能でしょうか。 | 可能です。 |
| 8 | 要求水準書(案) | 15 | 第6-5(1) | 住宅の工事監理 | 「専任で設置」という回答ですが、建設業法に則り一級建築士若しくは一級建築施工管理技士を選任すればよいとの理解で宜しいのでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |